

届出事項 届出書類	商号	主たる事務所(本店)								従たる事務所(支店、営業所)								氏名				業 務 所 設 置	案 内 所 等 設 置	免 許 証 の 再 交 付	従 業 者	注 意 事 項	記載例												
		代表者		役員		政令で定める使用人		専任の宅地建物取引士		政令で定める使用人		専任の宅地建物取引士		事務所		移 転	名 称	代 表 者	役 員	政 令 で 定 め る 使 用 人	専 任 の 宅 地 建 物 取 引 士																		
		就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	設置	廃止																				
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更のあった項番のみ記入。	P47~	
身分証明書※2			○	○	○	○	○	○	○	○	○																										本籍地の市区町村で発行。	P23	
登記されていないことの証明書※2			○	○	○	○	○	○	○	○	○																										法務局で発行。	P23	
略歴書			○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△																					就任を含む現在までの職歴を詳細に記入。 役員等を退任し他の役員等に留任又は就任する場合も必要。	P23~	
専任の宅地建物取引士設置証明書												○	○																								変更後の人数を記入。	P26	
履歴事項全部証明書 (現在事項全部証明書は不可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更事項の新旧年月日を確認できるもの。(変更事項の新旧年月日を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、変更事項を確認できる閉鎖事項全部証明書をあわせて添付。) ☆履歴事項全部証明書に記載されている従たる事務所を設置等する場合は、添付を要する。	-
誓約書			○	○																																	代表者が誓約する。	P35	
委任状																																						宅地建物取引業務に関する契約の決定権限等を政令使用人に委任した旨の委任状。	P25
事務所を使用する権原に関する書面		○																																				P36~	
建物登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し																																						P36	
事務所付近の地図		○																																				既成の地図若しくは手書きを問わないが、事務所の所在が明確にわかること。	P38
事務所の写真 (平面図等が必要な場合がある)		○																																				届出時に撮影したもので鮮明なモノを使用する。	P39
戸籍謄(抄)本																																						-	
免許証書換え交付申請書	○	○	○																																			新免許証交付時に、旧免許証を返納。	P52
営業保証金供託済届出書																																						新たに従たる事務所を設置する際は、変更届出書及び供託書の写とあわせて提出。	P43
廃業届																																						廃業の理由によって届出人が異なるので留意すること。	P53~
届出書(宅建業法第50条第2項)																																						物件、事務所の周辺地図及び広告(チラシ等)を添付。	-
免許証再交付申請書																																						再交付で紛失の場合は、発見した際は遅滞なく旧免許証を返納する旨の誓約書を添付。あわせて遺失物届の受理番号を示すこと。	-
宅地建物取引業者免許証	○	○	○																																			○新免許証交付時に旧免許証を返納。	-
宅地建物取引業従業者異動届出書			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○異動が生じてから一週間以内に提出のこと。 電子申請可	P51

※ 専任の宅地建物取引士の姓名に変更があった際は、別途「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の提出が必要。(取引士の申請。)  
 ※2 身分証明書及び登記されていないことの証明書は、役員(代表者含む)又は政令使用人が、引き続き同一法人の他の役員、政令使用人又は専任の宅建士に就任する場合及び専任の宅建士が同一法人内の別の支店で専任の宅建士に就任する場合は省略できる。  
 届出書類の色つきは法定様式。「△」は必要な場合があるもの。